

主な改正点

国から送付のあった委託訓練実施要領の改訂に伴い、委託訓練（長期高度人材育成コース）に係る改正点を以下に示します。

■改正点

訓練の指導を担当する者の配置について、以下のとおり改正されました。

改正後	改正前
第13 訓練コースの要件 (1) (略) (2) 訓練の指導を担当する者の配置 訓練の指導を担当する者は、職業訓練指導員免許を有する者又は学歴、実務経験等の要件に適合するなど、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者とする。なお、学歴、実務経験等の要件に適合するとは、能関法第30条の2第2項の規定に該当する者であり、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者（担当する科目の訓練内容に関する実務経験を5年以上有する者、又は、学歴又は資格によって担当する科目の訓練内容に関する指導能力を明らかに有すると判断される者等職業訓練の適切な指導が可能なる者を含む。）であること。また、訓練を指導する者の配置については、訓練内容が実技・学科に<u>関わらず</u>、概ね30人に1人以上の配置をすることを標準とすること。	第13 訓練コースの要件 (1) (略) (2) 訓練の指導を担当する者の配置 訓練の指導を担当する者は、職業訓練指導員免許を有する者又は学歴、実務経験等の要件に適合するなど、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者とする。なお、学歴、実務経験等の要件に適合するとは、能関法第30条の2第2項の規定に該当する者であり、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者（担当する科目の訓練内容に関する実務経験を5年以上有する者、又は、学歴又は資格によって担当する科目の訓練内容に関する指導能力を明らかに有すると判断される者等職業訓練の適切な指導が可能なる者を含む。）であること。また、訓練を指導する者の配置については、訓練内容が実技<u>のものにあつては</u>15人に1人以上（ソフトウェア開発やWEBプログラミング、ネットワーク構築、システム運用管理、ネットワークセキュリティ対策、WEBデザイン等（以下「デジタル分野」という。）に係る技能等を付与する訓練コースは20人に1人以上）、学科<u>のものにあつては</u>概ね30人に1人以上の配置をすることを標準とすること。